

箕面市公共施設予約システム構築業務委託に伴う

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成 25 年 7 月 18 日

本説明書は、箕面市公共施設予約システム構築業務委託に伴う一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続き等を説明するものである。

1. 入札に付する事項

箕面市公共施設予約システム（以下「本システム」という。）に係る構築業務は、以下の(1)及び(2)の業務（以下「各業務」という。）によって構成され、契約は業務(1)及び業務(2)を個別に締結する。

入札に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)その他関係法令に則り、本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守するものとする。

(1) 本システム構築業務（以下「業務1」という。）

- ① 契約予定時期 平成25年8月中旬
- ② 履行期間
契約の締結日から平成26年3月31日まで
※システムの本稼働は、平成26年2月1日を予定している。
- ③ 業務内容
仕様書及び機能要件対応表(様式20)に示す本システムを稼働させるための一切の作業とする。
- ④ 入札方式
総合評価落札方式による一般競争入札とする。
競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、確認する入札後資格確認型とする。
- ⑤ 履行場所
箕面市役所ほか市公共施設(仕様書を参照すること。)
- ⑥ 予定価格
12,400,000円とする(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)抜き)。

(2) ASP型サービス提供業務（以下「業務2」という。）

- ① 契約予定時期 平成26年1月
- ② 履行期間
本稼働の日から平成36年1月31日まで
- ③ 業務内容
仕様書及び機能要件対応表(様式20)に示すASP型サービスの提供及びシステムの動作を保障するための一切の作業とする。
- ④ 入札方式
総合評価落札方式による一般競争入札とする。

競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、確認する入札後資格確認型とする。

- ⑤ 履行場所
箕面市役所ほか市公共施設（仕様書を参照すること。）
- ⑥ 予定価格
36,000,000円とする（消費税等抜き）。

2. 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、本市により本業務委託に関わる入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。

条件の確認は、開札日を基準として行う。ただし、開札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。

- ① 令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- ③ 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- ④ 国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 地方公共団体等に、公共施設予約システムパッケージの導入・保守を行った実績があること。
- ⑥ プライバシーマーク又はISMS（ISO27001）を取得していること。

3. 入札事務の担当課

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査課（箕面市役所別館6階）

電話番号 072-724-6714～5

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4. 入札の方法

(1) 入札書

入札者は、「入札書(様式 1)」に業務 1 及び業務 2 に係る入札金額（消費税等抜き）の総額を記載の上、記名・押印し、業務ごとに入札金額の内訳を記載した「受託業務内訳書(様式 2)」を添付して提出しなければならない。

(2) 提案書

入札者は、入札金額以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要な事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。

提案書は、別途示す様式により作成することとし、必要な資料を添付するものとする。

(3) 注意事項及び禁止事項

- ① 入札書（受託業務内訳書を含む。以下同じ。）及び提案書（添付書類を含む。以下同じ。）の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって提出しなければならない。
- ② 箕面市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑で入札することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書及び提案書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りでない。
- ④ 入札書には、見積もった金額の 100/105 に相当する金額（消費税等抜き）を記載するものとし、受託業務内訳書に記載する金額も同様とする。
- ⑤ 受託業務内訳書において、業務 1 又は業務 2 の内訳金額のうち、いずれかの金額が予定価格を超える金額を記載した者は、落札者とししない。

(4) システム再更新時に必要なデータ抽出に係る見積書

入札者は、システム再更新に伴うデータ抽出に係る見積金額（消費税等抜き）を記載の上、記名・押印し、提出しなければならない。

本システムの本稼働から 10 年後に予定しているシステム再更新時に、入札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムにより利用できるデータにする経費を見積もること。作業内容は、以下のとおりとする。

- ① 全件データを 4 回抽出する。
- ② テーブル一覧を提供する。
- ③ テーブルレイアウトを提供する。

④コード表を提供する。

⑤Q&A対応を50件まで行う。

なお、入札者がシステム再更新における契約者となった（10年後の入札等において、同じ事業者のシステムを採用することになった）場合は、当該経費は支払わないものとする。

5. 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、入札金額に関する評価点及び入札金額以外に関する評価点により行い、入札金額に関する評価に100点、入札金額以外に関する評価に200点を配点する。

(2) 評価

落札者決定基準に基づき点数化する。

(3) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認める事項については、記載内容の聞取り、証明書類等の提出を求める場合がある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

6. 落札者の決定方法

- ① 入札者の評価は、「5. 落札者の決定基準」に基づき、入札金額に関する評価の点数及び入札金額以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- ② 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札の候補者とする。この場合において、最も有利な入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。
- ③ 落札の候補者に、競争入札参加資格申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上落札者とするか、又はしないかを決定する。
- ④ 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- ⑤ 落札者の発表は、入札後1週間を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。
- ⑥ 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

7. 入札説明会

- (1) 日時 平成 25 年 7 月 19 日（金）午前 11 時
- (2) 場所 箕面市役所別館 6 階 契約検査課入札室
（箕面市西小路四丁目 6 番 1 号）
- (3) 参加申込方法
 - ① 入札説明会参加申込書（様式 23）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
 - ② 申込期限 平成 25 年 7 月 18 日（木）午後 5 時まで（必着）
 - ③ 送信先アドレス syogai@maple.city.minoh.lg.jp

※ 入札説明会への参加は、1 者 2 人までとする。

※ 入札説明会当日は、説明資料を配布しないので、市ホームページから必要なものをプリントアウトし、持参すること。

8. 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書その他関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式 24）に必要事項を記載の上、メールで送信すること。
- (2) 質問書の提出期限
平成 25 年 7 月 19 日（金）から平成 25 年 7 月 24 日（水）正午まで（必着）
- (3) 送信先アドレス syogai@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「箕面市公共施設予約システム構築業務委託質問書（入札者名）」とすること。

9. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札に当たり提出する書類（以下「入札書等」という。）
 - ① 入札書（様式 1）
 - ② 受託業務等内訳書（様式 2）
 - ③ 提案書（様式 3～22）

※ 入札書及び提案書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、押印して提出のこと。
- (2) 入札書等の提出場所
箕面市役所別館 6 階 契約検査課
- (3) 入札書等の提出日時
平成 25 年 8 月 7 日（水）正午まで
- (4) 入札書等の提出方法（下記の要領で作成し、必ず持参すること。）
 - ① 入札書
入札書及び受託業務内訳書を封筒に密封し、封筒の表に入札者名及び件名「箕面市公共施設予約システム構築業務委託入札書」と

朱書し、1部提出する。

② 提案書

ア 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

イ 電子媒体 1枚（CD-R又はDVD-R）

ウ 提案書は、正本・副本とも、提出書類チェックリスト（様式4）を表紙として、チェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付の上、それぞれファイル等に綴じ込み、提出すること。

(5) 入札書等の作成に要する経費は、入札者の負担とする。

10. 入札参加資格確認申請書の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下の書類等を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式25）

(2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料

① 登記簿謄本（法人）

② 印鑑証明書 ※写し不可

③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書

④ 事業税の納税証明書

⑤ 市町村民税の納税証明書

⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合

⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者

⑧ 業者カード・契約実績一覧表

⑨ 電算入力票

⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合

⑪ 地方公共団体等との公共施設予約システムパッケージの導入・保守業務に関する契約書の写し

⑫ プライバシーマーク又はISMS(ISO27001)取得の証拠書類

(3) 箕面市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、上記(2)の書類のうち、①から⑩までの書類等は省略することができる。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 提出された申請書等は、返却しない。

(7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

(8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

1 1 . 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1)入札保証金 免除する。
- (2)契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証を付けなければならない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

1 2 . 契約書作成の要否

- (1)契約書は、市の指定する様式とする。
- (2)契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

1 3 . 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札者の記名押印のない入札又は記入事項が判読できない入札
- ③ 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- ④ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- ⑤ 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- ⑥ 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- ⑦ 委任状の提出のない代理人のした入札
- ⑧ 予定価格を超過した金額を記載した入札
- ⑨ 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- ⑩ 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- ⑪ 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- ⑫ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

1 4 . 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書その他関係資料を含む。）の交付は、市ホームページの掲載をもって行い、窓口では配布しない。

1 5 . 長期継続契約

本入札に付する業務2については、箕面市長期継続契約に関する条例（平

成 21 年箕面市条例第 44 号) に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は 10 年間とするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更し、又は解除することがある。

16. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合は、契約金額その他の取扱いについて法改正等の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 業務 2 は、10 年間の履行期間とするが、以下の場合、契約を変更し、又は解除することがある。この場合において、受託者は、違約金、損害賠償金その他の費用を請求することができないものとする。
 - ① 本システムの停止及び誤作動等により本市及び住民等に影響を及ぼすような重要障害が発生した場合
 - ② 維持経費の削減が見込める等、市が委託業務の効率性を向上させるために本システムを更新する必要があると判断した場合